

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 8 月 3 日(木)午後 1 時 00 分から午後 2 時 00 分

2. 開催場所 役場 2 階第 7・8 会議室

3. 出席委員(13 人)

会長	1 番 有賀 勝英
会長職務代理者	2 番 宮原 光平
委員	3 番 原 美子
	4 番 宮澤 依子(途中から出席)
	5 番 中村 良治
	6 番 小島 敏雄
	7 番 新村 幸子
推進委員	中村 脩司
	小澤 清之
	中條 清春
	栗林 秀樹
	漆戸 裕司
	古村 孝

4. 欠席委員(1 人) 福島 正一郎

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

報告事項

(1) 専決事項について

7 月許可決定の5条 1 件については、長野県農業会議から 7 月 14 日付けで許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した。

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 一ノ瀬 敏樹 (欠席)

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 中畑 充夫

8. 会議の概要

(開会)

<宮原職務代理>

あらためましてこんにちは。既に皆さんご存知かと思いますが、有賀会長のお母様がお亡くなりになられまして、葬儀が22日に行われました。農業委員会として香典を手向けさせていただきましたことをご報告申し上げます。

<有賀会長>

どうもありがとうございました。お世話になりました。

<宮原職務代理>

今日は非常に涼しい、ちょうど作業にいい気候です。今年は梅雨のうちはカラカラ天気っていて、梅雨が明けた途端に大雨やら降ると、まあおもしろい天気のような感じがしているわけです。作物は一部の農作物ですけれどもあまり良くないということで、そんななかにおいて、8月の農業委員会総会を開催いたします。よろしく申し上げます。

(会長あいさつ)

<有賀会長>

どうも、あらためてこんにちは。今日はお忙しいなか集まっていただきありがとうございます。今事務局で配っていただいた農業新聞の7月21日にエゴマの記事が掲載されまして、辰野町って書いてあったので目についたんですけど、作業の後写真を撮っていただいて、顔がちょっとわかりにくいんですけど、ご覧いただければありがたいなと思っています。この後農地パトロールの協力の皆さんと会議もあるということで、委員会もスムーズに進めていきたいと思いますので、皆さんの協力をお願いしたいと思います。簡単ではございますけれども、ご挨拶にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

(議事録署名委員の指名)

<有賀会長>

7番の新村委員さんと3番の原委員さん、よろしくお願いいいたします。

(議事)

<有賀会長>

それでは議事に入ります。議案第1号についてよろしくお願いします。

【議案第1号、3条の規定による許可について、1～2番朗読】

<中畑事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の表をご覧ください。今村の案件でございます。辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのAさん所有の、大字伊那富・・・番、地目は畑、面積214㎡を、辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのBさんが取得するものです。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は27㍍で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、原委員、中條推進委員から意見書をいただいております。

<有賀会長>

それでは中條委員さんお願いします。

<中條推進委員>

7月9日に原委員と確認いたしました。この広い道が4mほどあったんですけど、横に境界があり、なんら問題ないことを報告いたします。よろしくおねがいします。

<有賀会長>

ありがとうございました。この件について何かご質問がございましたらお願いします。なければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次お願いします。

<中畑事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の裏および2枚目の表をご覧ください。小野の案件でございます。

埼玉県川越市寿町・・・番地にお住まいのCさん、横浜市旭区二俣川・・・番地にお住まいのDさん、山梨県北杜市高根町村山西割・・・番地にお住まいのEさん、山梨県中央市山之神・・・番地にお住まいのFさん、東京都小平市上水南町・・・番にお住

まいの G さん、山梨県都留市上谷・・・番にお住まいの H さん、以上 6 名が共同で所有いたします

大字小野字大庭・・・番、地目は畑、面積 334 m²および、大字小野字大庭・・・番、地目は畑、面積 700 m²および、大字小野字寺ノ前・・・番、地目は畑、面積 2692 m²、以上 3 筆、合計 3726 m²を、

辰野町大字小野・・・番地にお住まいの I さんが取得するものです。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は 52 ㍍で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、中村委員、中村推進委員から意見書をいただいております。

<有賀会長>

それでは中村委員さんお願いします。

<中村委員>

それでは説明いたします。7月17日に中村推進委員さんと、譲受人であります I さんと現地を確認いたしました。I さんの近くの畑でありまして、・・・番と、・・・番の2筆につきましては地籍調査をとってありまして、境界ははっきりしておりました。また、(残りの)・・・番につきましては荒廃の進んでいる土地でありまして、昨年現地調査におきましては荒廃の認定をした土地でありまして、I さんが取得することによって畑に戻して耕作していただけるというような話でありましたので、荒廃地が1筆減るのかなという感じであります。譲り渡しにつきましては、辰野町には6名の方、住んでいないということで以前から I さんが賃貸借契約をしておりまして、耕作をしていたというような経緯がありますので、譲受人が真剣に農業をやっていただけるということですので問題ないと思います。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら。よろしいですかね。では挙手でお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1番朗読】

<中畑事務局次長>

1 番、所有権の移転でございます。地図は 2 枚目の裏をご覧ください。辰野町大字赤羽・・・番地にお住まいの A さん所有の、大字伊那富字山腰・・・番、地目は畑、面積 1165 m²を、辰野町大字伊那富・・・番地に所在する B 法人が取得し、太陽光発電設備を新設するための申請でございます。

譲受人は、福祉サービスおよび売電事業等を行う事業者であります。申請地に太陽光パネル 154 枚を設置し、売電を行う計画であります。

申請地は宅地および山林に囲まれた 10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の第 2 種農地、消極的 2 種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては、有賀会長、宮澤委員から意見をいただいております。

<有賀会長>

それでは私のほうからご説明いたします。今事務局から説明があった通りですが、A さんと書いてありますが、この方はもう住所変更してここにはいません。土地だけが残っていて、境についてもはっきりしておりましたので問題ないかなと思っております。以上でございます。この件についてご質問がありましたら、なければ挙手でお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

【議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<中畑事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。計 2 件、2 筆、面積は 5175 m²です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしておりますので、お願いいたします。

続きまして、下段に掲載してありますのは、農地保有合理化事業による所有権の移転です。農地売買支援事業とは、公益財団法人長野県農業開発公社が、規模縮小農家等から農地を買い入れ、一旦保有した後に、経営規模の拡大を進める農業の担い手に対して農地を売り渡す事業ですが、このたび 1 件、議案書のとおりでございます。今回は所有者から農業開発公社への売買の内容でございますが、おおむね 3ヶ月後に今度は農業開発公社から農地を買い受ける農家へ同様に農業経営基盤強化促進法による所有権移転について審議していただくこととなります。

珍しいケースではあるんですけど、条件がありまして、担い手であることとか認定農業者であること、人・農地プランに担い手として位置づけられている、耕作面積が通常 20 アールのところを 40 アールになることという条件があります。そのような条件があ

れば農地保有合理化事業による所有権の移転という方法もあるということでもあります。以上です。

<有賀会長>

この件について、私も農業委員をやっている初めてのケースですが、一番のメリットは税金が両方安くなるということで、期間的にはかかるようですけど今後こういうことがありましたら事務局へ届けて説明を聞いていただければよろしいかと思えます。よろしくお願ひします。それではこれについて何かご質問ございますか？なければ挙手でお願ひします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願ひします。

報告事項

<中畑事務局次長>

それでは報告事項、(1)専決事項ということでお願ひしたいと思ひます。7月許可決定の5条1件については、長野県農業会議から7月14日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしておひます。

報告事項は以上でございます。

<有賀会長>

ではその他お願ひします。

その他

○地籍調査における地目認定について(別紙資料参照)

小野の地目認定依頼あり。中村委員・中村推進委員が現地確認後、結果を報告。回答期限10月6日。

○県農業委員会大会における要望事項及び講演内容について(別紙参照)

主催者に一任

○次回委員会開催日:9月5日(火) 午前9時00分から 役場1階第2会議室

委員会終了後、農業会議より農業者年金についての説明(1時間ほど)

○8月30日(水) エゴマ作業後、葉を利用した料理の試食を兼ねた懇親会開催

15:00～ エゴマ作業(沢底現地集合) / 懇親会の準備(会場)

18:00～試食会
雨天決行

○その他

- ・サル被害について(栗林推進委員)
先日、上下辰野においてサルの被害あり。農業委員会からも各方面へ報告して対策を考えてほしい。
- ・本日のエゴマ作業について(古村推進委員)

(閉会)

<宮原職務代理>

それでは以上をもちまして総会を閉会といたします。ご苦労様でございました。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印